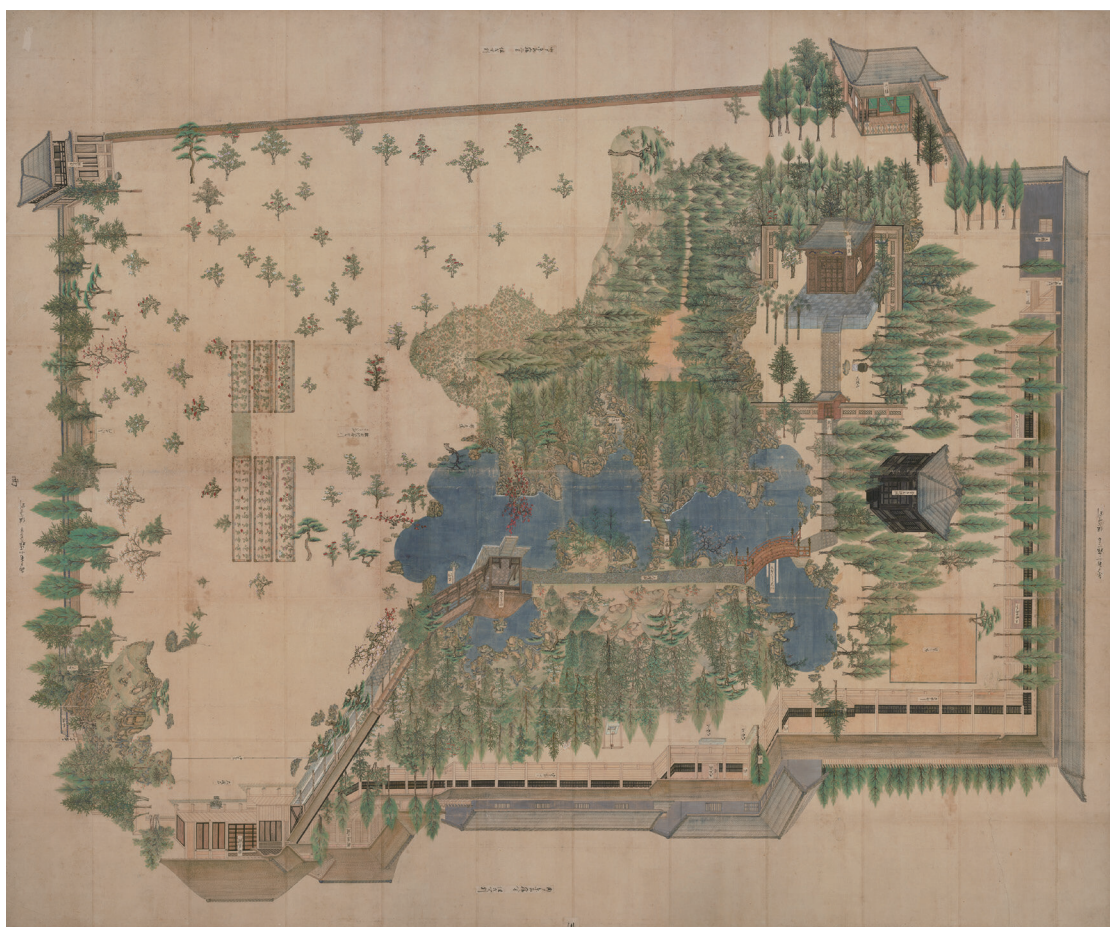




口絵3 「尾州二之丸御指図」(徳川林政史研究所蔵)



口絵 6 「中御座之間北御庭惣絵」(名古屋市蓬左文庫蔵)



口絵7 「御城御庭絵図」(名古屋市蓬左文庫蔵)

十七世紀の二之丸御庭造営と改修

堀内 亮介

名古屋城二之丸御庭の概要

名古屋城の二之丸は、元和六年（一六二〇）に尾張藩初代藩主である徳川義直が本丸から移徙して以来、江戸時代を通して尾張藩の政庁かつ歴代藩主の居所として利用された。二之丸御殿の北側には藩主の居住空間である御殿の奥向に面して二之丸御庭が造営された。御庭は初代義直から幕末の十六代義宜まで、種々の改変を受けながら、藩主のための御庭として継承されていた。

江戸時代の二之丸御庭の景観を示す史料としては、異なる時代の庭内を描いた二つの絵図が知られる。ひとつは「中御座之間北御庭惣絵」(口絵6)と称される絵図で、十七世紀前半に義直が造営した当初の御庭の景観が描かれている。この絵図に描かれた庭内の建物が中国風であることから、築城初期の二之丸御庭は義直が重視した儒学思想を反映して造営された庭園だとされている。描かれた景観を概説すると、まず御庭の南西に義直の御座所である「御居間(中御座之間)」があり、北東方向に延びる廊下を通ると池の中島に設けられた「四達堂」と呼ばれる東屋へと渡ることができた。四達堂からは園路が東に延びており、南東に張り出した池を渡った正面には「金声玉振閣」と呼ばれる八角堂があった。そこから金声玉振閣を右手に見て北に進むと「御祠堂」と呼ばれる儒教の聖人を祀る聖堂まで園路が続いていた。絵図に描かれた動線は、中御座之間から御祠堂までを結ぶこの園路のみであり、御祠堂が庭内の中心

的な建物であったことがうかがえる。

もう一つの絵図として「御城御庭絵図」(口絵7)がある。この絵図には、十九世紀前半に十代藩主である斉朝が大規模改修した後の二之丸御庭が描かれている。斉朝時代の御庭は東に拡張しており、茶席や築山を庭内に点在させて、飛び石のある園路を張り巡らせることで御庭を自由に遊覧することのできる回遊式庭園に変化していた。「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた義直時代の建物は姿を消し、斉朝の趣向をふんだんに取り入れた大名庭園らしい景観が広がっていた。

明治四年(一八七一)の廃藩置県後、名古屋城は尾張徳川家から兵部省に引き渡され、翌年には官制改革によって兵部省の後身である陸軍省が旧城地を管理することになった。二之丸には陸軍の兵舎が設置されることになり、二之丸御殿や二之丸御庭も大部分が解体された。ただし、御庭の中核であった「権現山」と、その南麓に広がる「北池」については、新設された将校集会所の北庭として利用されたため、かろうじて解体を免れた。また、明治十二年(一八七八)頃には、吉田紹和によって将校集会所の前庭(南庭)が造営された。以降、昭和二十年(一九四五)の終戦まで、二之丸は歩兵第六連隊の基地として利用された。

昭和二十八年(一九五三)には、現存する貴重な城郭庭園であるとして、旧将校集会所の周辺が国名勝「名古屋城二之丸庭園」に指定された。さらに、近年の発掘調査によって十九世紀二之丸御庭の地下遺構が確認されたこともあり、平成三十年(二〇一八)には、かつての二之丸御庭全域が国名勝に追加指定され現在に至っている。

二之丸御庭の造営に関する研究史

創建期の二之丸御庭に関する研究の嚆矢となったのは、昭和八年（一九三三）の狩野力氏による調査報告³である。狩野氏は当時歩兵第六連隊の基地内にあった北庭の実地調査をおこない、調査成果と『金城温古録』の記述を比較することで江戸時代の御庭の旧態を検討し、あわせて陸軍期の改変状況を考察した。特に北庭の石組を桃山末期の造庭手法を残す貴重な痕跡であるとして、築山を『金城温古録』に図示された「権現山」に相違ないと述べている。また、権現山の山麓にある石組に紀州石が使われていることも指摘している。狩野氏によるこれらの報告は、以降の研究にも継承された。

ついで、庭園史家の重森三玲氏は、二之丸御庭の造営時期について、狩野氏よりも詳細な検討を加えた⁴。重森氏は、巨石を連ねた二之丸御庭の造営手法から、名古屋城が築城された慶長期よりも古い桃山時代の手法が使われていると推測し、家康の存命中、あるいはさらにさかのぼって中世那古野城の時代から御庭の原型があった可能性を指摘した。とりわけ安土桃山時代の武将で茶人としても著名な上田宗箇⁵が作庭した他の庭園と二之丸御庭の形式が類似していることから、当庭も上田宗箇による作庭である可能性が高いと結論付けた。

重森氏による検討は、戦後も長年の間引き継がれており、一九七〇年代から八〇年代にかけて御庭の検討をした沢田天瑞氏は「普請出来」を扱う内容の上田宗箇宛徳川家康書状を、二之丸御庭造営の根拠となる史料と解釈し、慶長二十年（一六一五）の大坂の陣直後に、家康が上田宗箇に命じて二之丸御庭を造営したという説を提示して重森氏の言説を補強した⁶。以降、重森・沢田両氏による二之丸御庭の上田宗箇作庭説は、

長年にわたって定説のように扱われてきた⁷。なお、二之丸御庭に関する絵図史料については、吉川需氏がはじめて紹介し、その後、織茂三郎氏によって、先述した「中御座之間御庭惣絵」と「御城御庭絵図」が検討されている⁸。

平成二十五年（二〇一三）、井上光夫氏が著書⁹の中で、沢田氏の引用した家康書状について史料批判をおこない、また、重森氏・沢田氏の説が文献史料に基づかない推論を多く含んでいることを指摘して、史料の根拠の薄い上田宗箇作庭説を明確に否定した。井上氏は「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた中国風庭園に着目して、二之丸御庭の造営に義直が大きく関与していたと推測しており、二之丸御庭は当時義直に仕えた儒学者の角倉与一と堀杏庵の助言によって造営されたという説を提示した。井上氏の説では、二之丸御庭の造営着手時期は、角倉と堀が義直に招かれた元和七・八年（一六二一～二二）以降、完成時期は『源敬様御代御記録』寛永五年六月二十六日条にある「二之丸御作事大形出来、御門今日御柱立有之、其外御作事大形出来」との記述を根拠として、寛永五年（一六二八）としている。

ただし、井上氏の説についても、角倉と堀が二之丸御庭造営に関わったとする文献史料は特に明示されておらず、また「作事大形出来」という記述についても、直接的に二之丸御庭の出来という表現ではないため、同年を二之丸御庭の完成としていいのか疑問が残る。上記のこともあり、井上氏の説も定説化するには至っていない。

このように、二之丸庭園の創建年代については、確実な定説が確立していないのが現状である。よって本稿では、新出の史料や既知の史料を再検討することによって、史料上から明言することのできる二之丸御庭

の創建時期や改修時期について考察していきたい。

二之丸御庭の造営時期に関する史料

まずは、二之丸御庭が造営された時期について検討していきたい。先に触れたとおり、重森・沢田氏による家康時代に上田宗箇によって作庭されたとする説は、現在二之丸御庭に残っている北池と築山および、明治期に作庭された南庭の造営手法から判断されている^①。また、井上氏による義直と儒学者の作庭説も「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた情景から推測を重ねたもので、両説ともに確実な史料の根拠があるわけではない。よって本章では、現在確認できる名古屋城関連史料から辿ることのできる二之丸御庭の創建年代について検討していきたい。

徳川林政史研究所が所蔵する「旧事帳」^②は、元和年間における義直の動向を記録した史料である。表題から内容や時期を特定できないこともあり、これまで名古屋城に関する研究ではほぼ参照されてこなかった。この記録に記された内容から、今まで知られていなかった元和年間における義直の動向や築城初期の名古屋城造営に関する情報が確認できる。

【表1】に示したのは、「旧事帳」に記された「御庭」に関する記事を抜粋した一覧表である。この表をもとに元和年間における義直の動向を追いつながり、二之丸御庭の整備に関する記事を確認して、二之丸御庭の造営時期について検討していきたい。

元和二年（一六一六）四月十七日、徳川家康が死去すると、同年七月二十五日に義直は自身の家臣を引き連れて、それまでの生活拠点であった駿府を出発し、同二十八日に常時の居所として名古屋城本丸御殿に入った。「旧事帳」によると、義直は名古屋に入城した直後から「御庭」

表1 「旧事帳」御庭関係記事

年	月日	内容
元和2年	8月8日	「御城御庭」の木を取寄
	8月20日	紅葉の木を「御城御庭」に植えるため献上を命令
	8月25日	岩崎山から「御城御庭石」を取寄
	9月11日	枝振りのいい木を「御城御庭木」にするため献上を命令
	9月15日	諸士が「御城御庭」を見物
	10月朔日	諸士が「御庭」を見物
	10月6日	諸出家が「御庭」を見物
	10月10日	飛鳥井殿が「御庭」を見物
	10月28日	諸士が「御庭」を見物
	11月8日	「御城御庭」の地にオシドリつがいを御放し
	10月27日	大野の浜石を「御城御庭」に取寄
元和3年	10月27日	大野の浜石を「御城御庭」に取寄
	10月27日	大野の浜石を「御城御庭」に取寄
元和4年	4月5日	「二之御丸御庭木」になる松を東山から取寄
	4月11日	「二之御丸御庭木」になる花の咲く木の献上を命令
元和6年	5月23日	義直が二之丸に御成、「御庭石」を取り寄せるよう命令
	9月24日	義直が二之丸に御成、「紅葉御覧」を催す
	11月19日	（義直が二之丸に御成）
	11月29日	（義直が名古屋を発って江戸に向かう）
元和7年	2月15日	（義直が江戸から名古屋に帰国）
	2月19日	（義直が本丸に御成）
	10月22日	「御城御庭」に垣根となる南天の献上を命令
	10月26日	「御城御庭」に植える梅の木の献上を命令

の整備を行っていた。具体的にみていくと、義直は同年八月八日・同日・九月十一日にそれぞれ「御城御庭之木」を取り寄せるよう命じており、さらに八月二十五日には藩領内の岩崎山から「御城御庭石」を取り寄せて庭石としていた。また、九月十五日には「御城御庭が能く成つた」として尾張藩士に見物を命じ、十月以降も諸士や諸出家（僧侶）、公卿の飛鳥井殿に見物させていた。その後も、十一月八日には京都からつがいのオシドリを取り寄せて庭に放しており、翌元和三年十月二十七日には、大野の浜石を庭石として取り寄せるなど、義直本人の意向で定期的な御庭の整備をしていたことがうかがえる。

ただし、この時点で義直が整備した「御城御庭」については、城内のどこにあった御庭を指すのか不明である。「旧事帳」のうち、元和四年以降をみると、二之丸御庭を直接的に表す言葉として「二之御丸御庭」という表現が出てくることから、元和三年以前に整備された「御城御庭」については、二之丸御庭ではない可能性が高いとみられる。後世の尾張藩では「御城」という言葉を藩主の居所という意味で使用しており、のちに藩主の居所となった二之丸のことを「御城」と呼称していた¹³。このことを考慮すると、史料上からは存在が確認できないが、当時義直が居所としていた本丸御殿に設けられた御庭であった可能性が想定される。

引き続き、「旧事帳」から分かる義直の動向を見ていきたい。義直は元和三年十一月から十二月にかけて、数度にわたり「二之御丸御作事場」を訪れており、二之丸で何らかの作事が行われていたことが分かる。これは義直の生母である相応院の住む御殿を建てる作事であったとみられ、同年十二月には相応院御殿の作事が出来して、相応院は二之丸に移徙した¹⁴。この時点では、義直本人は本丸御殿に居住しており、元和四年

以降も本丸から二之丸に出御したという記事が複数回確認できる。

相応院御殿の完成後も二之丸の整備は進展しており、元和四年には二之丸御庭の整備を示す記述が確認できるようになる。義直は、同年四月五日に「二之御丸御庭木」にする松の取り寄せ、二十一日に花の咲く木の献上を命令している。また、同年九月二十日には義直が二之丸に出御して「菊之花御覧」を催行している。以降は二之丸に関する記述が一旦途絶えるが、二年後の元和六年五月二十三日には、義直が二之丸に出御して「御庭石」を取り寄せるよう命令しており、御深井丸に残っていた大石が庭石として据えられた。また、同年九月にも義直が二之丸に出御して「紅葉御覧」を催行している。このとき二之丸では御酒宴が開かれ、義直の近習によって狂言が披露された。

右に示した二之丸御庭に関する一連の記述によって、これまで知られていなかった元和年間における二之丸御庭の整備状況が分かる。すなわち、義直は元和四年四月の段階で二之丸に植えるための庭木を集めており、同年九月の段階で菊花御覧を催行できる状態になっていた。また、元和六年五月には御庭石を取り寄せており、二之丸御庭の整備が続いていたことが分かる。その後、同年九月には紅葉御覧を催行しており、二之丸の植栽はこの時点で整備され、近習が狂言を披露できる設備が整っていたことが読み取れる。

なお、義直の二之丸御殿移徙については、『源敬様御代御記録』元和六年是年条にある「此年、二丸江御移徙有之」という記述から、元和六年の出来事とするのが通説である¹⁵。しかし「旧事帳」の記述をみると、義直は元和六年十一月十九日の時点で「二之丸に出御」しており、同二十九日に名古屋から江戸に出立している。義直が帰国したのは、翌元

和七年二月十五日で、同十九日には「本丸に出御」している。これらの表現から、義直の居所は元和六年十一月の名古屋出立前までは本丸御殿であり、元和七年二月の名古屋帰国後から二之丸御殿を居所としたことが読み取れる。したがって、厳密にいうならば、義直が二之丸御殿に居所として初めて入ったのは元和七年二月であった可能性が高い。

いずれにせよ、義直は元和四年から元和六年にかけて、自身が居住するための御殿を二之丸に造営しており、二之丸御殿の作事と並行して御庭の造営にも着手していたことが明らかである。「旧事帳」の記述を根拠として、二之丸御庭の造営開始は少なくとも元和四年までは確実にさかのぼることができる。義直は二之丸に移徙する直前にあたる元和六年九月に二之丸で紅葉御覧を催行しており、御庭の植栽が整っていたことが推測される。義直が居所として二之丸御殿に初めて入った元和七年二月には、御庭がある程度完成していたとみられる。

また、「旧事帳」には、元和年間以前の二之丸に御庭があったという記事は確認できないため、二之丸御庭の造営は、家康時代にはさかのぼらないとみられる。したがって、重森・沢田両氏による上田宗箇作庭説や中世那古野城の庭園遺構が元和年間に残されていた可能性については、史料的には否定できるだろう。

さらに、「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた聖堂や御文庫などの中国風建物の建築についても、「旧事帳」の記述からは確認できない。したがって、少なくとも二之丸御庭の整備に関する記事が確認できる元和七年までは、二之丸に聖堂は存在していなかった可能性が高い。井上氏の見解では、義直が造営した御庭は、当初から「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた情景であったように理解されているが、実際には義直が元和

年間に実施した御殿作事の際、並行して整備された御庭が存在していた。義直が二之丸御殿に移徙した後の元和七年十月には「御城御庭」に植える南天や梅木を献上するよう命じており、義直が二之丸に移徙した後も二之丸御庭の整備が続けられていたことが分かる。したがって、聖堂等に関しても、元和年間以降に段階的に二之丸御庭が整備されていく中で建設された可能性が想定されるだろう。

表2 『源敬様御代御記録』の二之丸利用記事（元和6年～寛永11年）

年	月日	内容
元和6	—	この年、義直が二之丸に移徙（実際は元和7年か）
元和9	閏8月13日	水戸様（頼房）立寄につき二之丸で饗応
元和9	12月12日	南光坊（天海）名古屋へ参上、二之丸で饗応
元和9	12月16日	紀州様（頼宣）を二之丸で饗応
寛永2	12月12日	紀州様（頼宣）下向につき二之丸で饗応
寛永4	12月12日	紀州様（頼宣）二之丸に入り、義直と対顔
寛永5	6月26日	御本丸御作事、御広間内造作、 二之丸御作事大形出来
寛永6	11月3日	春日局名古屋へ立寄、二之丸において御馳走
寛永6	11月17日	浅野但馬守（長晟）御城へ御招請、二之丸において御馳走
寛永6	12月6日	林道春（羅山）二之丸に来訪、聖像を拝礼
寛永10	2月18日	御城内に御取建の 聖堂 において、釈菜（釈奠）を執行
寛永11	7月5日	家光来訪、二之丸御座之間で御饗応、権現様自筆軍法差上

るだろう。

「聖堂」の創建年代について

前章でも述べたとおり、「旧事帳」には聖堂の造営に関する記述が確認できないため、聖堂の建築時期を知るには、他の文献史料を検討していく必要がある。ただし、聖堂に関しては具体的な造営年が記された史料は確認できないため、既知の史料をもとに推測していく必要がある。

【表2】に示したのは、『源敬様御代御記録』のうち、義直が二之丸に移徙したと記される元和六年（一六二〇）から、将軍家光が名古屋城に来

訪した寛永十一年（一六三四）における、名古屋城二之丸に関連した記録である。義直は、元和九年（一六二三）から寛永六年（一六二九）にかけて、弟の頼宣と頼房、将軍家の関係者である天海と春日局、正室春姫の養父である浅野長晟といった重要な来客を二之丸御殿に招いていた。

このうち、来客が二之丸御庭に訪れたのは、寛永六年十二月六日に林羅山¹⁶が名古屋城に来訪した際の一例のみ確認できる。羅山は家康が晩年に召し抱えた儒学者で、藤原惺窩の門人である。家康は駿府に羅山を招請して儒学の講義を受けており、幼少期の義直も講義に同席していたとされる。そのため義直はかねてより羅山と深い関わりがあった。寛永六年に名古屋城に招かれた羅山は聖像に拝礼しており、拝礼後に義直から饗応を受け、義直みずから箏を弾いて歓待した旨が記されている。

右の記述だけでは二之丸における出来事なのか判断できないが、羅山の子である林鶯峰が編纂した羅山の著作集『羅山先生集』にある「拝尾陽聖堂」¹⁷には、羅山が名古屋城を訪れた際、孔子堂に拝礼したとの記述がある。同記によると、この孔子堂には蒔絵塗の小厨子があり、厨子内には金像の聖人像が安置されていたという¹⁸。また、この孔子堂は両扉になっており、石台の基礎が設けられていた。さらに、孔子堂の傍には文庫があり、書籍一千部が収蔵されていたことが記されている。

「羅山先生集」に登場する「孔子堂」と「文庫」に関する記述は「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた「御祠堂」と「金声玉振閣」の特徴や配置と一致することから、羅山が訪れたのは二之丸御庭の聖堂であることは疑いない。したがって、寛永六年十二月六日の時点で、二之丸御庭に聖堂と文庫が完成していたことは確実である。

なお、『羅山先生集』の二之丸御庭に関する記述は、江戸時代後期の段階で既に知られており、現在でも初期の二之丸御庭に関する研究では必ずと言っていいほど参照されている記録である¹⁹。寛永六年当時の二之丸御庭に聖堂があったことを示す基本史料と位置付けていいだろう。

また、江戸時代後期に編纂された『金城温古録』には、編者である奥村得義²⁰が蒐集した資料に基づいて調査された二之丸の「聖堂」と「奥御文庫」に関する記事がある²¹。このうち奥御文庫については、寛永六年冬に義直に仕えていた儒学者の堀杏庵が許しを得て書籍を拝見したことが記されている。

奥村得義は、同書の記述内容から「中御座之間北御庭惣絵」を実見していないとみられるため、義直時代の聖堂や文庫に関する解釈には事実とは異なるとみられる記述も見受けられる²²。奥御文庫に関しても「元聖堂の地よりは西の御曲輪副に在り」と説明されており、堀杏庵が訪れたのは聖堂の南側にある金声玉振閣ではなく、後世に設けられた二之丸西北の御文庫だと誤認している。ただし、場所に誤りはあるものの、堀杏庵が義直時代に当時の御文庫、つまり金声玉振閣を利用したこと自体は事実とみなしていいだろう。

右で名の挙がった堀杏庵については、先行研究で井上氏が角倉与一とともに聖堂の関与に関わった儒学者であると指摘している。角倉与一と堀杏庵の経歴について、先行研究を踏まえて簡単に触れておきたい²³。

角倉与一は京都の豪商である角倉了以の子で、羅山と同じく惺窩の門人であった。与一は元和四年（一六一八）、義直に書籍を献上していたことが知られている。義直は元和七年（一六二二）までに数度、与一を名古屋に招請して儒学のほか和漢の学問を講じさせた。しかし、与一は

同年頃から病のため義直の招請に応じられなくなった。

堀杏庵は、羅山や与一と同じく惺窩の門人で、慶長十六年（一六一一）から浅野家に仕えていたが、元和八年（一六二二）に義直が懇望して浅野長晟から譲り受け、禄を与えて召し抱えた。杏庵は与一に代わって義直の下で儒学の講義や藩内の神社調査に従事するなど、義直の文臣として多角的に活動していたことが知られる。義直が杏庵を登用した理由は明確でないが、杏庵は以前から惺窩同門である羅山や与一と交流があり、与一の代役として、両名が義直に推挙したことが推測される。

尾張藩における杏庵の儒教関係の活動としては、二之丸の聖堂で催行された積奠の催行が知られる。積奠とは孔子とその高弟といった儒教の聖人を祀る行事で、『源敬様御代御記録』の寛永十年二月十八日条によると、名古屋城内にある聖堂で積奠が催行されたことが記されている²⁴。また、尾張藩校明倫堂に関する記録や儒教関連の記録をまとめた「聖堂記」には、このとき実施された積奠の行事次第と参加者に関する記録が引用されており、杏庵は積奠の中核である講義の執経（教師役）を務めていたことが分かる²⁵。

右に挙げた事例から、杏庵は義直に請われて儒教関係の行事で助言をしており、寛永六年冬の金声玉振閣での書籍利用や寛永十年の積奠参加といった、二之丸御庭の聖堂や御文庫に直接関わる活動をしていたことが分かる。なお、井上氏の先行研究で聖堂の造営に關与したとされる角倉与一についても、義直に儒学の講義を実施しているが、杏庵とは異なり二之丸聖堂との関わりについて史料から確認できない。「旧事帳」の元和七年以降の記事には聖堂が出てこないこともあり、名古屋への出仕が元和七年までに限られる与一の関与については、史料上から解釈する

ことは難しい。一方、杏庵については、元和八年以降に義直の文官として活動しているため、井上氏が指摘するように、二之丸聖堂の造営に關与していた可能性は史料上からみても高いといえる。聖堂の造営について杏庵の助言があったと仮定した場合、聖堂の造営年代は杏庵が義直に招かれた元和八年以降、林羅山が二之丸を訪れた寛永六年以前までの間に絞られることになる。

聖堂の創建が右の年代とすると、まず義直は元和四年から元和六年にかけて、二之丸御殿の作事と並行して御庭整備に着手し、いちおうの御庭完成をみた後、あらためて聖堂や御文庫を造営したという流れが想定される。したがって、創建当初の二之丸御庭の景観は「中御座之間北御庭惣絵」に描き表された姿ではなく、聖堂が存在しない前段階の景観であり、元和八年から寛永六年までの間に段階的に整備されていたことが想定されるのである。

「権現山」の創建年代について

「中御座之間北御庭惣絵」には、御庭の中央に池が描かれており、池の北側には木々が生い茂った築山が描かれている。この築山は十九世紀の二之丸を描いた「御城御庭絵図」にも描かれており、後世の尾張藩で「権現山」と称された²⁶。山頂には祭神を祀った社が設けられていたことが知られている。しかし、「中御座之間北御庭惣絵」の築山には、山頂部分に広い空間が設けられているものの、特に社のようなものは描かれていない。

一方、義直時代の二之丸を示した平面図である「尾州二之丸御指図」を見ると、二之丸御庭に「御せいじんどう（聖人堂）」と「御玉しんかく

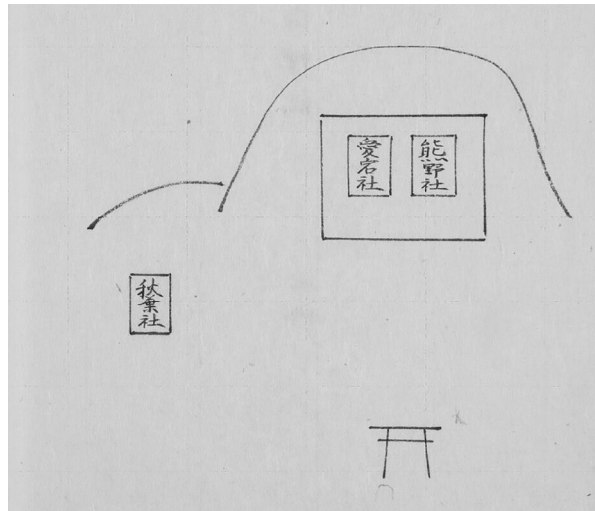


図1 「金城温古録 第四十四之冊 御城編之七」権現山神位 古体（名古屋市蓬左文庫蔵）

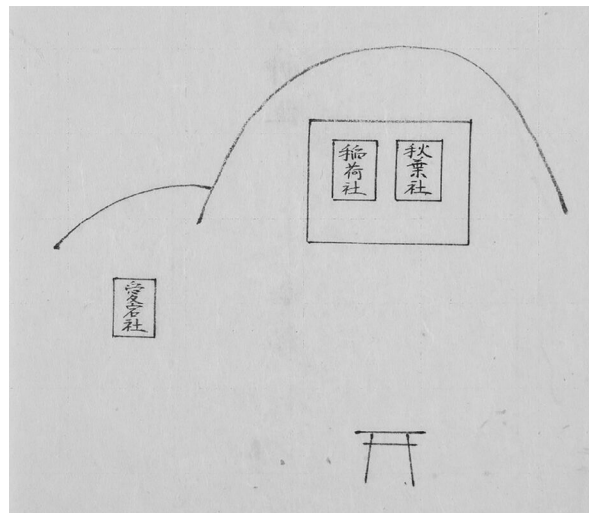


図2 「金城温古録 第四十四之冊 御城編之七」権現山神位 今体（名古屋市蓬左文庫蔵）

段階	和暦	西暦	権現山の御神体	おもな事項
①	寛永6年 〃 寛永10年	1629年 〃 1633年	なし	・林羅山が二之丸に来訪（権現山に関する記述なし）
②	寛永10年 〃 承応元年	1633年 〃 1652年	東照大権現	・義直が「尾州東照宮御神体」を勧請 ・家光が二之丸の「神宮」に参拝 ・光友が「二之丸御宮」を建中寺鎮守堂に移転
③	? 〃 寛文4年	? 〃 1664年	熊野権現	・光友が御城内の熊野社を若宮八幡宮別社とする
④	寛永10年 〃 延宝5年	1670年 〃 1677年	愛宕権現	・光友が権現山の山上に愛宕権現を勧請
⑤	延宝5年 〃	1677年 〃	(山上) 秋葉／稲荷 (中腹) 愛宕権現	・光友が愛宕権現を山上から中腹に移転 ・光友が山上に秋葉社／稲荷社を勧請

図3 権現山御神体の変遷図

〔玉振閣〕が描かれているほか、「中御座之間北御庭惣絵」で築山が描かれた位置に「権現様」と表記された場所が確認できる。⁽²⁷⁾ この図面によって義直時代から築山の山上に社があったことは明らかである。祭神については明記されていないが、権現様という敬称が付けられていることから、徳川家康を祀った東照大権現である可能性が以前から想定されていた。⁽²⁸⁾

後世の尾張藩における権現山については、聖堂と同様、『金城温古録』に概要が記されている。同書によると、権現山の山上には祭神二座があり、東が熊野権現、西が愛宕権現であったと記されている。また、「権現山神位 古体」および「権現山神位 今体」という図面があり、権現山に祀られていた御神体の変遷が表されている。⁽²⁹⁾ 「古体」には山上に熊野社と愛宕社があり、山の西麓には秋葉社がある。一方、「今体」には山上に秋葉社と稲荷社があり、山の西麓には愛宕社がある。これらの記述から、権現山に祀られていた御神体については祭神に変遷があったことが推測されるが、「古体」と「今体」の状態であった具体的な時期については記されておらず、本文中には「古体」の御神体に関する記述しか無い。権現山の御神体に関する詳細な状況は不明となっている。ここからは、権現山の御神体について、勧請時期や変遷を文献史料から追える範囲で検討していきたい。まず、先述した『羅山先生集』には、築山の上に御神体が祀られていたという記述は確認できない。羅山の関心の範囲外だった可能性はあるが、仮に権現山の御神体が東照大権現であったとすれば、幕府の儒者である羅山が参拝せずに立ち寄るのは不自然に思えるため、寛永六年よりも後年に造営された可能性が想定される。権現山に神体が祀られていたことが分かる最も古い時期の史料としては、寛永十一年（一六三四）七月四・五日に將軍家光が名古屋を訪れた

際の諸記録が挙げられる。この年、家光は京都に上洛する途上で名古屋城に立ち寄っており、両日ともに義直から饗応を受けていた。義直は家光の来訪に先駆けて、寛永九年（一六三二）から本丸御殿の改修を進めて家光を招くための御成御殿である御書院を増築しており、⁽³⁰⁾ 義直が家光の歓待に際して並々ならぬ準備を実施していたことが知られている。

家光の来訪に関する記録のうち、基本となるであろう『大猷院殿御実紀』の記述を元に、名古屋城での家光の動向を詳しく確認していきたい。

【史料1】大猷院殿御実紀 寛永十一年七月四・五日条⁽³¹⁾

○四日（中略）やがて名古屋の城にいらせ給ふ。大納言義直卿饗せられ。なごや貞宗の脇差。二字國俊の刀を献ぜらる。貞宗の御刀。國次の御脇差。銀千枚。時服二百遣わさる。家司竹腰山城守正信。成瀬隼人正正虎にも賜物あり。（日記、寛永系図）

○五日名古屋御滞座。亜相二丸にむかへ奉り饗せられ。 神祖御自筆の兵法一卷に。銃五挺そへてささげらる。この二丸にはかねて 神宮をいとなみ。神位を奉安せられたれば御拝あり。（中略）。（日記、上洛記、家譜、寛政重修譜）

七月四日、名古屋城に到着した家光は、城内で義直の饗応を受けた。饗応場所については特に記載がないが、家光は本丸御殿の御書院に入ったとみられるため、本丸御殿で饗応を受けたとみていいだろう。家光は義直から刀と脇差の献上を受け、返礼として家光からも刀と脇差、銀千枚と時服二百を義直に遣わした。また、付家老の成瀬正虎と竹腰正信にも賜物があつた。翌五日、家光は義直の居所である二之丸御殿に招かれ

て饗応を受けた。二之丸では、義直が家康自筆兵法一卷と銃五挺を献上した。

この後に続くのが、二之丸御庭の「神宮」に関する記述である。本文を引用すると「この二丸にはかねて 神宮をいとなみ、神位を奉安せられたれば御拝あり」とある。すなわち、名古屋城の二之丸には「神宮」が設けられており、御神体が祀られていたことが分かる。家光は二之丸御殿で饗応を受けた後、二之丸にあった「神宮」を参拝したのである。

家光が二之丸御庭において神宮を参拝したことは『金城温古録』にも記されており、既に江戸時代後期の時点で認識されていた。同書には家光が参拝したことを示す史料として「君臣言行録」と「富士の煙」という二つの記録が引用されている。

「君臣言行録」は、寛文期から元禄期にかけて活動した幕府の儒者である人見竹洞が、家康から家綱までの將軍四代の事跡や言行をまとめた記録である。このうち家光の項には、寛永十一年の上洛時における記録が引用されている。『金城温古録』所収の「君臣言行録」は、欠字もあって文意がつかみにくいいため、ここでは上洛記録の原本にあたる「家光公御上洛記」を引用して、家光参拝の様子について確認しておきたい。

【史料2】家光公御上洛記 寛永十一年七月五日条^②

五日は名護屋に御滞留おはしましければ、御城主のおほんもてなし事もおこそかにして、二丸の靈神の御宮居をかうくしくあかめさせ給ひ、其砌に山水をおとさせて、所々の殿に金銀をちりはめ給ひ、誠に数景の勝地とも也、御社参のおほんかへさに、そここ、へおはしまして、人々にみき給はり、御機嫌な、めならずして、六日名護屋を出御

有て、(後略)

右の史料は『大猷院殿御実紀』よりも具体的に家光参拝時の状況を記している。すなわち、家光は義直の歓待を受けた後、「二丸の靈神の御宮居」を神々しく崇めて参拝したという。さらに、家光が参拝している砌には、山水を落とさせて、所々の殿舎には金銀の装飾を散りばめてあったため、優れた景観であつた旨が記されている。文中の「山水を落とさせて」という表現は抽象的だが、「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた築山の西側には、山上から池に落ちるように滝組が築かれており、家光の参拝するタイミングに合わせて山上から水を流したと解釈できる。

また、「富士の煙」は、文化十四年(一八一七)に書物奉行を務めていた幕臣の近藤重蔵が、家康から吉宗までの將軍が詠んだ和歌を編纂した書物で、寛永十一年の上洛道中で家光が詠んだ和歌が収録されている。その中で、家光が名古屋城に来訪した七月五日の状況が、和歌の前にある詞書に記されている。なお、名古屋城来訪時に家光が詠んだとされる和歌に関しては、現在確認できるすべての諸本で空欄になっているため、内容を知ることができない。

【史料3】富士の煙 寛永十一年七月五日条^③

五日ハ名護屋に御滞留あり、二丸靈神宮に御詣ありて
(和歌空欄)

右の史料からも家光は「二丸靈神宮」に参拝していたことが分かる。和歌が空欄の理由については『金城温古録』では編纂時に後から書き入

れる予定であつたためだと推測されているが実際は不明である。

いずれにせよ、史料に記された内容から、家光が寛永十一年七月五日に二之丸の「神宮／霊神の御宮居／霊神宮」、つまり権現山に祀られた御神体に参拝したことは事実とみていいだろう。換言すると、寛永十一年七月五日までには、権現山の山上には確実に社ができていたことになる。

ただし、家光が参拝した御神体が何であつたのかについては、史料上には具体的な記載が無いためこれだけでは分からない。『金城温古録』でも、家光が参拝した御神体については具体的に触れられていないが、権現山の御神体についての記述をみると、同書の編者である奥村得義は、熊野権現あるいは愛宕権現を想定していたように読み取れる。

また、先述した井上氏の著書でも、家光が二之丸の神宮に参拝したことについて検討されている。井上氏は「君臣言行録」に記された「霊神の御宮居」という記述を二之丸聖堂の事であると解釈している。さらに「尾州二之丸御指図」にある「権現様」については、敬称で呼ばれていることから東照大権現と解釈しているが、井上氏は同図を作事の計画図面であると推測しているため、実際には二之丸御庭に東照宮は存在していなかったと結論づけている。したがって、家光が参拝したのは権現山の御神体ではなく聖堂であると推測している³⁴⁾。

しかし、「霊神の宮居を神々しく崇め給う」といった記述や二之丸御殿で饗応を受けていた家光が庭内に下りて参拝したことを考慮すると、『金城温古録』に記された熊野権現や愛宕権現とするよりも、将軍家および尾張徳川家の家祖である家康を祀った東照大権現である可能性が第一に想定されるだろう。また、井上氏による二之丸聖堂に家光が参拝したとする説については、儒教の聖人を祀った聖堂に「参拝」という表現

を使うことが不自然であり、聖堂の事を「神宮」や「霊神宮」と表現している例も管見の限りでは確認できない。上記の疑問点を考慮すると、やはり家光が参拝したのは権現山にある御神体であり、「尾州二之丸御指図」に図示された「権現様」、すなわち東照大権現を祀る社が実際に二之丸御庭にあつたと解釈したほうが自然である。

なお、明治期に旧尾張藩士の阿部直輔が編纂した尾張藩の編年史である『尾藩世紀』には、寛政十一年七月五日条に先述の「君臣言行録」が引用されている³⁵⁾。阿部の注記では、このとき家光が参拝した「二丸の霊神の御宮居」とは、名古屋城三之丸にあつた東照宮の誤りではないかとの指摘がなされている。阿部は幕末時点で名古屋城内に存在した東照宮が三之丸だけであつたことから、家光が二之丸での饗応後に三之丸を訪れて参拝したと解釈していたことが分かる。指摘の真偽はともかく、阿部も家光が参拝したのは東照宮だと認識していたことが読み取れる。

実際には、現在確認できる家光来訪に関する記録のすべてに、家光が参拝したのは二之丸だと記されていることから、三之丸ではなく二之丸にあつた東照宮である可能性が高いとみられる。しかし、名古屋城に関する基本史料といえる『金城温古録』には、二之丸に東照宮があつたという記述が一切確認できないため、右の説は史料の根拠に薄く、推測を含んだ仮説の域を出なかった。今回、権現山の変遷を調査するうえで既知の史料を見直したところ、『金城温古録』三之丸編東照宮部に引用された記録のうち、三之丸東照宮ではなく二之丸御庭に勧請された東照宮の関連記録であると解釈しうる記録が確認された。

【史料4】 金城温古録 第六十之冊 三之丸編之三 東照宮部³⁶⁾

古田家の記録抜書

寛永十年十月二十八日

一、尾州東照宮御神体勸請之事、大納言殿より御懇望之旨、申来、御使者、正意（堀杏庵）

右に引用したのは、『金城温古録』で三之丸東照宮に関する記録として引用された「古田家の記録抜書」である。文意は「尾州東照宮御神体の勸請について、大納言殿（義直）が懇望しており、堀杏庵が使者として伝えに来た」と解釈できる。つまり、寛永十年十月二十八日に、義直が「尾州東照宮勸請」を願ひ出ていることが分かる。義直が願ひ出た相手は記されていないが、当時の東照宮は家光および幕閣に伺いを立ててから造営した例が多いとされており、幕閣に勸請を願ひ出たとみられる。³⁷⁾

なお、この「古田家の記録抜書」については、現状では出典をたどることができない。記載内容や大納言殿という表現から幕府関係者の日記である可能性は想定されるが、原本がどういった性格の記録であったのかは不明である。古田家については、幕末に明倫堂督学を務めた細野要齋の学友に付家老竹腰氏の家臣である古田氏がいるため、多分に推測を含むが、彼が所持していた記録類であった可能性が想定される。

『金城温古録』の編者である奥村は、この記録を三之丸東照宮の関連記事と解釈したため、三之丸東照宮部に引用したようだが、仮に三之丸東照宮の関連史料だとすると、時期的に矛盾が生じる。三之丸東照宮は義直の命令で元和五年（一六一九）に造営されており、同年九月十七日には天海を導師として家康の神像が鎮座された。³⁸⁾一方、「尾州東照宮御神体勸請」の使者であった杏庵は、前述のとおり元和八年（一六二二）

から義直に仕えている。杏庵は元和五年時点で浅野長晟に仕えており、義直との関わりは元和八年以降しか確認できない。したがって、杏庵を使者としている以上は、この史料で懇望されているのは三之丸東照宮の勸請ではなく、別の東照宮であると解釈したほうが妥当である。

ただし、この一文からは、尾州に新たな東照宮の勸請を義直が望んでおり、堀杏庵が勸請に関与していたという情報しか得られない。よって、これだけで名古屋城の二之丸に東照宮を勸請したと解釈するのは飛躍が大きいだろう。そこで、家光来訪に合わせて実施された名古屋城の改修に関する状況を足掛かりとしていきたい。

寛永十一年（一六三四）の上洛途上で家光が名古屋を訪れることは、少なくとも二年前から計画されていたとみられる。『源敬様御代御記録』によると、尾張藩では寛永九年（一六三二）六月六日の時点で本丸御殿の改修を計画しており、家光が名古屋城に入城する際の御成御殿を造営することが決定していた。翌寛永十年（一六三三）五月には、幕府老中から家光上洛に関する名古屋と宮（熱田）での御殿作事は不要であるとの通達を受けているが、本丸御殿に関しては通達を受ける前に改修を命じていたため、付家老の成瀬正虎が老中を説得して新規作事を認めさせている。⁴⁰⁾

右のように、本丸において家光来訪に合わせて御殿の改修が実施されたことは、史料からも明らかである。寛永十一年の家光来訪時には、義直が本丸だけでなく二之丸で家光を饗応していたことを考慮すると、義直が二之丸御殿や御庭でも改修を実施して、家光を迎え入れる準備を進めたことは想像に難くない。幕閣からは家光上洛に際しての新規作事を禁じられたが、二之丸は義直の居所であるため、表向きは家光来訪のた

表3 家光来訪に合わせた城内改修が想定される記事

年	月	内容	出典
寛永9	6月6日	本丸に御成書院新規造営	源敬様
寛永10	5月23日	鳥羽城主内藤伊賀守に御庭石を所望	源敬様
寛永10	8月17日	内藤伊賀守から庭石進上につき御書を遣わす	源敬様
寛永10	9月16日	松平因幡守から権現様軍法書物を進上される	源敬様
寛永10	10月28日	義直が「尾州東照宮御神体」勧請を懇望する	温古録
寛永11	7月5日	家光来訪、二之丸御座之間で饗応、権現様自筆軍法差上	源敬様

めではなく、自身の居住する御殿の改修という理由付けもできる。推測を重ねることになるが、義直が本丸ではなく二之丸を改修して家光を歓待しようと考えた可能性が想定されるだろう。このような観点から『源敬様御代御記録』をみると、家光来訪に合わせた準備が想定される記事として【表3】に示した事項が挙げられる。順を追って説明していきたい。

寛永十年五月二十三日、義直は鳥羽城主の内藤伊賀守に「御庭石」を所望している。同年八月十七日、義直は内藤に庭石進上についての御書（礼状）を遣わしているため、実際に内藤から庭石を受け取ったことが明らかである。どこに用いた庭石なのか文面からは判断できないが、名古屋城の庭石ならば、当時から存在した二之丸御庭もしくは下御深井御庭のいずれかとなる。

先に触れた庭園史家による二之丸御庭の研究によると、二之丸御庭には紀州産の青石が使われている旨が述べられている^④。二之丸御庭に使われている石材については、令和五年（二〇二三）に現況石材の景石鑑定が実施されており、現在の庭園遺構にある青みがかった石材は結晶片岩であるとの調査結果が出ている。結晶片岩は紀伊半島を東西に横断する三波川変成帯から産出される石材で、和歌山

近郊で産出されることから和歌山城の石垣にも使われている。紀伊半島の東側でも産出されるため、鳥羽もまた結晶片岩の産地となっている。庭園史家による研究では、義直の正室春姫が和歌山城主であった浅野幸長の娘であることから、浅野家の所縁でもたらされた紀州産の石材だと推測されているが、産地の面から見ると、鳥羽から取り寄せた庭石についても結晶片岩であった可能性が高い。また、結晶片岩は現在の二之丸御庭の池組周辺で確認されている。以上の点を考慮すると、義直は寛永十年に鳥羽から石材を取り寄せて、二之丸の池組や築山（権現山）の周辺を改修したのではないかと推測することができる。つまり、現在の池組周辺にある結晶片岩は、寛永十年の義直による改修でもたらされたと仮定できる。

さらに、鳥羽から庭石を取り寄せた件を踏まえて、寛永十年十月二十八日の「尾州東照宮御神体」の勧請について考えると、翌年の家光来訪に合わせて二之丸を改修した際に、東照宮を築山に勧請したことを示す記事だと解釈できるだろう。つまり、現在の二之丸御庭に結晶片岩が多く使われているのは、家光来訪に備えて東照大権現を勧請するにあたり、義直が鳥羽から庭石を取り寄せて改修したためではないかと推測できる。

また、二之丸の改修とは話がずれるが、寛永十年八月十七日、義直は松平因幡守から「権現様軍法書物」を進上されている。この書物に関しては、翌年七月五日、家光が二之丸御殿で饗応を受けた際に義直から進上された「権現様自筆軍法」と同一とみられる。義直が様々な方面から家光歓待に備えていたことがうかがえる。

以上、義直時代の権現山について、既知の史料を中心に再検討してき

た。冗長な考察になったため、あらためて権現山の造営時期に関する推論をまとめておきたい。まず、寛永六年の林羅山来訪時には、羅山が権現山を訪れたことが記されていないため、まだ山上には御神体が存在しなかった。その後、寛永十一年の家光来訪に備えて、義直は城内の改修を実施した。このとき本丸御殿を改修して御書院を造営したのは確実で、二之丸に関しても整備を実施した可能性が想定される。義直が寛永十年に懇望した東照宮勧請や、鳥羽からの庭石取り寄せも、家光来訪に合わせた二之丸改修の一環であり、このとき二之丸御庭に東照大権現が祀られたのではないかと推測される。

また、寛永期の家光は、東照宮信仰に熱心だったことが指摘されており、二之丸御殿で義直からの歓待を受けていた家光があえて参拝したことを考えても、権現山の御神体が東照大権現であった蓋然性は高いといえる。また「尾州二之丸御指図」の「権現様」という表記も、東照宮を指す表現だと考えたほうが解釈として自然であり、東照大権現が二之丸の権現山に勧請されていたことを示す史料だといえる。

さらに言うと、「中御座之間北御庭惣絵」の築山上に広い空間のみが描かれているのは、山上に社が設けられる前の状態であった可能性が想定されるだろう。このように仮定した場合、文献史料に基づいた解釈でいうならば、「中御座之間北御庭惣絵」の景観年代は、寛永六年羅山来訪よりも後から、寛永十一年家光来訪までの五年間に絞りこむことができるだろう。

二代光友による権現山改修

ここまでの章では、義直時代における二之丸御庭の創建と改修履歴に

ついて考察をしてきた。義直の御庭整備について振り返ると、元和四年以降の植栽整備、元和八年から寛永六年までに実施された聖堂造営、寛永十年に実施されたとみられる東照宮勧請によって、義直時代の御庭が「尾州二之丸御指図」に図示される姿に至ったことが推測される。

義直は、慶安三年（一六五〇）五月に江戸の麹町屋敷で死去した。二代藩主となったのは、義直の嫡子・光友であった。光友は、義直死去の翌年にあたる慶安四年（一六五一）、藩主として名古屋に初入国し、義直の遺命によって定光寺に儒教形式の義直靈廟を造営した。⁽⁴³⁾

光友は義直の遺命にしたがって儒教式の靈廟を建てる一方で、自身が新たな藩主として居住する二之丸の改修を進めた。二之丸御庭に関しても、光友の生活拠点の一部であるため、義直時代の御庭から徐々に改変が加えられたことが推測される。

義直が完成させた聖堂と金声玉振閣等の中国風建造物についても、光友によって御庭から撤去されたことが推測される。聖堂については撤去された時期が記録上で確認できないが、光友時代以降の記録には、義直が建てた二之丸の聖堂に関する記述が一切残っておらず、光友時代に撤去された可能性が高い。金声玉振閣に関しては、光友没後の享保九年（一七二九）、名古屋城下の堀川沿いにある法蔵寺に移築され、堂舎に転用されたことが知られる。⁽⁴⁴⁾ この法蔵寺八角堂は、江戸後期に編纂された『尾張名所図会』にも描かれており、近代以降も法蔵寺に残されていたが、昭和六年の火災で焼失したため現存していない。金声玉振閣の変遷については以上のような経緯をたどることが知られているが、光友の家督相続から約八十年後に移築されており、この間に金声玉振閣がどのような状態であったかについては聖堂と同じく記録が残されていない。

義直時代の聖堂については、これ以上変遷が辿れない一方、権現山に祀られていた御神体の変遷については、断片的ではあるが資料が確認でき、変遷がある程度検討することができる。光友時代における権現山の変遷に着目し、二之丸御庭の改修について検討していきたい。

十九世紀初頭に尾張藩の御記録所が編纂した公的な藩史である「御日記」には、二之丸にあったとされる「御宮」に関する記述が確認できる。

【史料5】御家御日記 承応元年十月是月条⁽⁴⁵⁾

一、二之丸二在之候 御宮、建中寺鎮守堂二為建候様、此月被仰出候

右の史料は、「御日記」のうち、尾張藩内における事項をまとめた「御家御日記」にある記事で、承応元年に二之丸にあった「御宮」を建中寺鎮守堂として移築したことが分かる。義直の死去から二年後にあたるため、このときの御庭は「尾州二之丸御指図」に示された御庭に近い状況であったと想定される。つまり、この時点で二之丸御庭に祀られていたのは、権現山の山頂にあった東照大権現であったと推測される。

建中寺は光友が慶安四年に義直の菩提寺として創建した寺院で、承応元年は創建の翌年にあたる。「御日記」にある二之丸御宮の移築は、建中寺創建に際しての寺院整備に関わる出来事であったと解釈できる。建中寺鎮守堂に関しては、建中寺関連の記録にはほとんど記載がないが、十九世紀初頭に編纂された地誌である『尾張名陽図会』によると、鎮守堂に祀られている御神体は天照皇大神宮・八幡宮・春日明神とされている⁽⁴⁶⁾。また、天保年間に編纂された地誌である『尾張名所図会』の挿絵に建中寺鎮守堂が描かれており、御神体は熱田・伊勢・八幡と記されている⁽⁴⁷⁾。

このように両書でも御神体が異なっているため、承応元年の時点で鎮守堂に祀られていた御神体については判然としないが、少なくとも江戸時代後期の時点では、鎮守堂に祀られていたのは東照大権現ではなかったことが分かる。

光友が「二之丸 御宮」を移築したという文言については、具体的な情報が少なく解釈が難しい。推測を多分に含むことになるが、権現山で祀られていた東照大権現が三之丸東照宮に合祀され、権現山にあった社だけが建中寺鎮守堂として移築されたと仮定すれば、御神体が東照大権現であったことと鎮守堂の移築は両立することになる。

二之丸東照宮の三之丸東照宮への合祀については、史料上で明確に記されているわけではない。ただし、同時期の江戸城では、江戸城二之丸東照宮が、同じく江戸城内の紅葉山東照宮に合祀されている⁽⁴⁸⁾。江戸城二之丸東照宮は、寛永十四年（一六三五）家光によって創建された。家光は慶安四年（一六五一）四月に死去し、家綱が將軍を継いだ後の承応三年（一六五四）には、二之丸東照宮が紅葉山東照宮に合祀された。このときの家綱は数え十四歳で、家綱自身の意思が合祀にどこまで反映されたのかは不明だが、將軍家と尾張藩ではほぼ同時期に世代交代があり、江戸城の場合は東照宮の合祀が確実に実施された。尾張藩でも、義直時代に家光のために勧請された二之丸の東照宮が、光友への代替わりを経て、より規模が大きく勧請時期も古い三之丸東照宮に合祀されたことが推測されるだろう。さらにいうと、家光と義直の没後に幕府や尾張藩で分祀されていた東照宮の扱いが変容した可能性が想定される。

また、二之丸の「御宮」直後の権現山がどのような状況であったのかは史料的制約から分からないが、十二年後にあたる寛文四年（一六六四）

には、名古屋城内にあった「熊野社」が名古屋城下の若宮八幡宮の別社として移転したとされる記録が確認できる。

【史料6】金城温古録 第四十四之冊 御城編之七 御奥部⁽⁵⁰⁾

一本社若宮八幡宮 末広町元松原町 神主氷室

寛文四甲辰年、從中納言光義卿御造営被仰付候。御造営以前は東隣天王坊寺屋敷、右御建立の節、此屋敷一所に被成下。

一熊野社 鳥居 瑞垣

寛文四年御造営以後、御城内より引ケ申候。

【史料7】名古屋府城志 末広町若宮⁽⁵¹⁾

一末広町若宮（中略）

○慶長十五年自金城郭内遷座于茲。古此地有東光山洞泉寺、移地於小

林邑。寛文四年甲辰 前中納言光友卿加修造、増賜東方隣地、東西

三十二丈四尺南北三十九丈六尺、至于東四十三丈八尺、旧天王坊別

荘也。

○撰社 熊野祠 旧在于金城内、寛文四年遷座

稻荷祠 元禄五年壬申建祠

天満宮 宝永年中、梅昌院殿造営と云

若宮八幡宮は、慶長十五年（一六一〇）名古屋城築城の際、三之丸内に位置していたことから名古屋城下に移転され、尾張藩によって庇護された。その後、光友が寛文四年（一六六四）に若宮八幡宮の社殿を改修しており、熊野社が別社として造営された。右に引用した『金城温古録』

によると、若宮八幡宮にある熊野社は「御城内より引け申候」とあるため、寛文四年に名古屋城内にあった熊野社が若宮八幡宮に移転したことになる。また、【史料7】として引用した『名古屋府城志』でも同様の記述が確認できるため、熊野社が元々名古屋城内にあったことは疑いない。

ここでいう「御城内」が二之丸を指す言葉なのかは明確でないが、文献史料上で城内に熊野社が確認できるのは、『金城温古録』に熊野社の存在が記された二之丸御庭だけなので、二之丸御庭にあった熊野社が若宮八幡宮に移転した可能性が高い。『金城温古録』によると、二之丸御庭の熊野社は権現山山頂にあったとされており、承応元年に権現山から東照宮が失われたならば、承応元年から寛文四年までのどこかの段階で熊野社が権現山に勧請されていたことになる。ただし、熊野社の勧請時期に関しては、記録上では確認できない。事実として言えるのは、寛文四年に二之丸御庭にあったとみられる熊野社が、若宮八幡宮に移転したことだけである。

また、御庭に関する記録が比較的多く残っている十九世紀の二之丸御庭では、当時権現山にあった三つの御神体のことを「上御庭三社」と呼称していた。「上御庭三社」とは、『金城温古録』の「権現山神位 今体」に示された秋葉社・稻荷社・愛宕社の三社を指している。藩主の身邊の世話を務めた御小納戸役所の業務日誌である「尾州御小納戸日記」には、「上御庭三社」という言葉が頻出する。

先にも述べた通り、「権現山神位 今体」の状態になった時期について『金城温古録』には特に記されていないが、「尾州御小納戸日記」を見ると、権現山三社の由緒に関する記述が確認できる。

【史料8】尾州御小納戸日記 安政四年閏五月二十三日条⁵²⁾

(中略)

一左之通願出候旨御庭預申達候間、次二相見候通奉伺候処、伺相洛候付末記之通為取調、右役江相渡候

天明四辰年 源明様御代 御城上御庭大山三社宮 御修復二付

御迂 宮 御用等出来之節ハ当寺江可被 仰付との御事ニ御座候右

三社宮 御修復御迂 宮 御用等之節々当寺御祈禱拜礼被 仰付被成

下候様仕度奉願上候、右二付 御先例書別紙壹通相添御達申上候、已上

安政四年巳閏五月 御祈禱所

安性寺 印

御小納戸役所

寛文十戌年 瑞龍院様御代 御城上御庭御築山ニ為火災除愛宕大権

現勧請仕候様ニと被 仰付、右 御神事御用相勤御札守献上仕候、其後

延宝五年巳五月 瑞竜院様格別之 思召を以、右愛宕大権現中段江御

迂 宮仕候而、其跡江 秋葉宮 稻荷宮勧請仕候様ニと被 仰付、右

御神事御用相勤御札守献上仕候、御方々様江茂御同様献上仕候、此節

正五九十一月登城仕 御火災除 御子孫 御繁榮 御武運 御長久 御

国家安全五穀成就、右永年無怠 御祈禱修行相勤候様ニと被 仰付候旨

澤井源左衛門殿以御書付被 仰渡候、其後、享保元申年 晃禪院様御

代 秋葉宮 稻荷宮御修復御迂

宮仕候様ニと被 仰付、右 御神事御用相勤 御札守献上仕候

御方々様江茂御同様献上仕候、宝暦七年丑十一月 源戴様御代 秋葉

宮 稻荷宮御修復御迂 宮仕候様ニと被 仰付、右 御神事御用相勤

御札守献上仕候、御方々様江も御同様献上仕候、已後 御目見被 仰付、
先年 瑞龍院様被 仰付置候通永々無怠祈念修行仕候様ニと御直々被
仰付候、天明四辰年 源明様御代、三社宮御修復御迂 宮御用等出
来之節者安性寺江可被 仰付との 御事ニ御座候、右以御書付被 仰
渡候、右 御神事之節之御用之御品々御紋付御幕諸色共不殘頂戴仕候、
右三社宮御先例申上候、以上

安政四年巳閏五月 御祈禱所

安性寺 印

右の史料では、十九世紀に二之丸御庭にある「上御庭三社」の祭祀をつかさどった秋葉山安性寺が、当時実施予定であった遷宮の際の祈禱を尾張藩に命じてもらうため、先例書きを御小納戸役所に提出している。引用部分は、光友時代に「上御庭三社」が勧請されたことを示す記述である。内容をみていくと、光友は寛文十年（一六七〇）に火災除けとして「上御庭御築山」に愛宕大権現を勧請したことが分かる。その後、延宝五年（一六七七）には愛宕大権現が権現山の中腹へ遷宮し、山上の跡には秋葉宮と稻荷宮が勧請されたという。この記述によって、延宝五年時点における愛宕・秋葉・稻荷三社の配置が「権現山神位 今体」と一致することが分かる。したがって、寛文十年と延宝五年に各神社の勧請が行われた結果、「上御庭三社」が成立したことになる。

安性寺は春日井郡稻生にある寺院で、十八世紀後半に成立した尾張国の地誌『張州雜志』に記された由緒によると、元々は知多郡篠島にあった草庵を享保五年（一七二〇）当地に移し、享保十三年（一七二八）に寺号を安性寺と称したとされる⁵³⁾。ただし、先例書によると、安性寺は寛

文十年の時点で二之丸御庭における祈禱を命じられた旨が記されているため、同記の由緒とは時系列が合わない。

一方、『尾張御行記』によると、古くは稲生山賢聖寺と称されたが「小田井合戦」による兵火で観音堂のみになったとされている。その後、享保十三年に篠島松寿寺の末寺であった新造庵を、この観音堂に移転して、安性寺を称したとある。^⑤『張州雜志』と『尾張御行記』の記述を合わせ見ると、安性寺という寺号は、篠島松寿寺の草庵が移転した享保十三年から称されたことは明らかである。そして、安性寺の前身となる観音堂は享保十三年以前から稲生に存在しており、寛文十年の祈禱はこの観音堂から派遣された僧が担ったと推測される。

祈禱が安性寺に命じられた理由については特に史料に記されていない。『金城温古録』には、天明四年（一七八四）九代宗睦によつて安性寺が権現山の祭祀を任されたという記録を引用しているが、二之丸御庭は藩主の私的空間であることから、編者の奥村は一介の寺院である安性寺の僧侶が二之丸に立ち入っていたことを疑問視しており、安性寺による祭祀は俗説であるとしている。^⑥しかし、文化・文政年間以降の「尾州御小納戸日記」には、安性寺僧が二之丸内に入って「上御庭三社」の祈禱をしていた記事が頻出するほか、安性寺の先例書きでも宗睦が祭祀を命令した旨が記されているため、十八世紀後半から十九世紀にかけて、安性寺が祭祀を任されていたことは確実である。

寛文十年と延宝五年の御神体勧請については、後世に尾張藩が編纂した「御日記」や「事蹟録」、光友の伝記である「瑞龍公実録」からは確認できない。あくまで安政年間における安性寺の寺伝であることには留意が必要だが、管見史料の中では、権現山の神社を勧請した時期が明確

に記された唯一の記録であり、『金城温古録』の神社配置とも一致することから、事実であった可能性が高い。したがって、二之丸御庭に「上御庭三社」が確立したのは、光友時代の延宝五年と特定していいだろう。

補論・二之丸御庭にあった聖堂の変遷について

先に述べた通り、『金城温古録』の聖堂に関する記事は、二之丸御庭に時期の異なる二つの聖堂が存在したことを述べているが、義直時代の聖堂と後世の聖堂の事項を一部混同しているため、記述内容に齟齬が生じて理解し難くなっている。ここからは補論として、十七世紀以降の状況も含めて、二之丸御庭に存在した聖堂の変遷について検討したい。

まず、『金城温古録』の記事には、二之丸御庭にあった聖堂には、義直が造営した初代聖堂と、寛保三年に再建された二代目聖堂が存在したことが記されている。初代聖堂とは「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた築山（権現山）東麓の聖堂を指す。文中では堀杏庵が聖堂拝礼を許されたことを根拠に、寛永六年には二之丸御庭に初代聖堂が存在していたことが記されている。しかし、聖堂の場所に関しては、「往初より御山西麓の所南面に在」とされている。これは『金城温古録』に収録された「北御庭古図」に描かれている聖堂の位置と一致するため、聖堂の位置を誤って解釈していることが分かる。また、初代聖堂の堂形を八角としており、御祠堂（聖堂）と金声玉振閣（御文庫）を混同していることが分かる。以上の二点から、奥村得義は「中御座之間北御庭惣絵」を実見しておらず、後世の記録を初代聖堂に関する記録と誤認していた可能性が高いことが読み取れる。

八角堂については、先に見た通り、享保年間に名古屋城下の法蔵寺に

移築されたことが確実である。『金城温古録』では、三之丸東照宮の別当寺院である尊寿院の第六世・智峰の願いにより移築されたとされ、智峰の入滅が元文元年であることから、奥村は聖堂の廃絶を元文以前としている。実際には、二代光友時代から初代聖堂に関する記述が確認できなくなるため、本稿では二之丸御庭から聖堂が失われたのは光友時代であろうと推測した。

なお、『金城温古録』では触れられていないが、十八世紀後半に編纂された義直の伝記である『敬公実録』⁽³⁶⁾によると、慶安四年九月二十二日に光友が二之丸に「敬公祠堂」と「聖堂」を建てたとされる。出典は御作事方留となっており、作事方にあった記録を引用したことが分かる。「敬公祠堂」は、義直の遺命で建てられた神式の霊屋とみられ、『金城温古録』では光友の晩年に確認できなくなる旨が記されている。「聖堂」は、九間・四間四方の広い間取で、二之丸に建てられたことだけが記されている。名称からして儒教式の建物であったとみられるが、これ以降の諸記録で存在が一切確認できない。定光寺の義直霊廟と同様に義直の遺命で造営した可能性は考えられるが、義直が造営した初代聖堂とは別の聖堂をあえて建てる必要があったのか疑問が残る。以降の記録に情報が残っていない以上、この聖堂が本当に存在したのかを含めて、再検討する余地があるだろう。

二之丸御庭に確実に存在した二代目聖堂は、義直時代の聖堂とは異なり、寛保三年（一七四三）に造営された。聖堂の規模は三尺四方の小祠で、先述した「聖堂記」から、二代目聖堂に関する詳しい造営経緯が分かる。同記によると、二代目聖堂は三代綱誠時代に儒学者の並河子健の自邸に建てた聖堂が基であったとされる。当時、綱誠は安達荻之右衛門

という藩士の先祖に聖像を預けたが、荻之右衛門は学問不器であり、御国御用人の石黒丹下に相談した結果、寛保三年に下御深井御庭の御装束場跡に聖堂が建てられた。この聖堂こそが二代目聖堂である。二代目聖堂と並河邸の聖堂に直接的な関係があるかは不明だが、綱誠のもとにあった聖像が二代目聖堂の基となったのは確実だろう。その後、寛延四年（一七五二）に下御深井御庭から二之丸御庭の権現山西麓に移転したことが分かるため、「北御庭古図」に示された聖堂の位置と一致する。つまり、二代目聖堂が権現山西麓の聖堂であったことは明らかである。

その後、寛政から文化年間にかけて名古屋城に藩主が不在であり、二代目聖堂は放置された。十代斉朝時代の文政六年（一八二三）、明倫堂督学である冢田多門が聖堂内を確認したところ、聖像二体が祀られていた。冢田の進言により、二代目聖堂は明倫堂聖堂の脇に移築されて祀られるようになった。

以上、初代聖堂と二代目聖堂の違いについて検討した。初代聖堂は義直時代の聖堂であり、二代光友時代に失われたとみられる。二代目聖堂は三代綱誠が所持していた聖像を、寛保三年に小祠と建てて祀ったもので、寛延四年に二之丸御庭に移築された。その後、文政六年に明倫堂に移築され、同年をもって二之丸から聖堂が失われたのである。

おわりに

本稿では、義直が名古屋城に正式に入城した元和二年（一六一六）から、光友が権現山に「上御庭三社」を勧請した延宝五年（一六七七）までの二之丸御庭について、史料上から確認できる変遷を検討してきた。本稿で明らかになった事項をあらためて確認しておきたい。

まず、御庭の造営時期に関しては、「旧事帳」にある二之丸御庭の整備に関する記述から、義直が二之丸御殿を造営していた元和四年（一六一八）までは確実にさかのぼれる。その後、二之丸御殿が完成して義直が二之丸に移徙する元和六・七年（一六二〇・二一）には、御庭の植栽がある程度完成したとみられる。

「旧事帳」には元和七年以降の二之丸御庭に関する記述が確認できず、聖堂に関する記述もないことから、「中御座之間北御庭惣絵」に描かれた聖堂は「旧事帳」に示された元和年間の造営期には存在していなかったとみられる。また、井上氏が先行研究でも述べていた通り、義直に文臣として仕えた儒学者の堀杏庵が、聖堂での書籍拝見や釈奠の教師役を務めていたことから、聖堂の造営に関与していた可能性が高いことを指摘した。上記を踏まえて、聖堂の造営時期は、杏庵が尾張に招かれた元和八年（一六二二）以降、林羅山が二之丸の聖堂を訪れた寛永六年（一六二九）まで絞り込むことができる。

二之丸御庭の中心に位置する権現山については、林羅山の来訪記録に一切記述が無いことから、寛永六年の段階では存在していなかった可能性が高い。一方、「尾州二之丸御指図」には築山に「権現様」と図示されており、権現様という表現から、東照大権現が二之丸御庭に勧請されていた可能性が想定される。上記を踏まえて、寛永十年（一六三三）に義直が「尾州東照宮御神体」を勧請し、鳥羽から庭石を集めるなど、翌年の家光来訪に備えて、二之丸御庭を整備した可能性を指摘した。

義直没後、後を継いだ二代光友は、義直時代の二之丸御庭を改修したとみられる。「中御座之北御庭惣絵」に描かれた聖堂や御文庫は、この時期に姿を消したとみられるが、明確な時期は史料上の制約から不明で

ある。一方で、権現山の変遷はある程度時系列に沿って推測することができる。承応元年に権現山の社が建中寺鎮守堂として移転したのは史料上から明らかで、御神体であった東照大権現は、二年後の江戸城での事例から、三之丸東照宮に合祀されたことを推測した。その後、二之丸に勧請されたとみられる熊野社は、寛文四年（一六六四）に若宮八幡宮の別社として移転された。寛文十年には、愛宕大権現が権現山の山上に勧請され、延宝五年には愛宕大権現を中腹に移し、山上に秋葉社と稲荷社が勧請された。

「権現山神位 古体」には、熊野社と愛宕社が山上で並立している姿が描かれているが、熊野社の移転と愛宕社の勧請時期は間隔が開いているため、実際には並立した時期は存在しないとみられる。ただし、熊野社が山上に存在したことを示唆している。また、延宝五年以降は「権現山神位 今体」の状態になったことは明らかで、権現山の祭祀に関しては、十七世紀後半の状態が後世まで引き継がれていた。

十七世紀二之丸御庭の成立については、庭園史家による造営手法からみた検討や、「中御座之間北御庭惣絵」に表された御庭の姿から、聖堂に関連した検討が試みられてきたが、これまでは史料上の制約もあり、明確な創建年代については諸説が並立している状況だった。本稿での検討により、二之丸御庭が義直の居住する御殿とともに造営されたことが明らかとなり、さらに義直自身の意向で種々の改修が加えられた可能性が高いことが分かった。また、権現山の祭祀については、二代光友時代に山上の神体が確立し、十九世紀の十代斉朝による庭園改造を経ても、御神体が維持されていたことが分かった。今後も新出史料や既知の史料を再検討することで、江戸時代における二之丸御庭の実態を探りたい。

註

- (1) 名古屋市蓬左文庫所蔵(口絵6)。同絵図に描かれた内容および作成年代については、本報告書の並木論文で詳細に検討されている。
- (2) 名古屋市蓬左文庫所蔵(口絵7)。
- (3) 狩野力「名古屋城二之丸御庭」(『愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告第十二』所収、愛知県、一九三三年)。愛知県による調査については、丸山和弥「名古屋城二之丸庭園の復元整備に向けて―絵図と発掘からの検証―」(『回遊式庭園と庭園文化 平成29年度 庭園の歴史に関する研究会』所収、奈良文化財研究所 文化遺産部、二〇一八年)で解説されている。
- (4) 重森三玲『日本庭園史図鑑 第五巻』(有光社、一九三八年)、重森三玲・重森完途『日本庭園史大系 第十二巻 桃山の庭(五)』(社会思想社、一九七三年)。
- (5) 一五六三〜一六五〇。実名は上田重安。元は丹羽家家臣で、天正十三年に秀吉から一万石を与えられ大名となる。関ヶ原合戦で西軍に与して所領を没収された後、蜂須賀家の客将となり、次いで浅野家の家老となった。茶人・作庭家としても著名で、徳島城表御殿庭園(千秋閣庭園)、広島縮景園などの作庭伝承がある。
- (6) 沢田天瑞「名古屋城二之丸庭園の鑑賞」(名古屋城振興協会編『名古屋城叢書 三名勝名古屋城二之丸庭園』所収、一九六八年)。同書の改版は一九八〇年に刊行されており、沢田氏による論考も改筆修正され、家康書状の検討が追加されている。
- (7) 例えば、斎藤忠一「上田宗箇の庭」(広島県立美術館編『知られざるサムライアート 大名庭園展』所収、二〇〇九年)では、重森説を根拠として、名古屋城二之丸庭園を上田宗箇の代表作としている。
- (8) 吉川需「名古屋城二之丸庭園の資料と「寢覚の御庭」について」(『造園雑誌第十八巻 一号』所収、一九五四年)、織茂三郎「名古屋城庭園の古絵図」(前掲(6) 同書所収)。
- (9) 井上光夫「中御座之間北御庭物絵考」(名古屋市文化財叢書 第九七号、名古屋市教育局委員会、二〇一三年)。
- (10) 徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録 第一』所収、八木書店、二〇一五年。
- (11) 重森氏は近代に造営された南庭を『金城温古録』に記された寢覚の御庭と解釈しているが、前掲(8) 吉川論文によって文政五年に失われた中御座之間南庭が本来の寢覚の御庭であったことが明らかにされている。
- (12) 徳川林政史研究所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料139―60。
- (13) 「金城温古録 第三十八之冊 御城編之一」(名古屋市教育局委員会編『名古屋叢書 続編 十五 金城温古録(三)』所収、一九六七年)によると、二之丸御殿を本丸に准ずる場所として「御城」と称していたことが記されている。
- (14) 前掲(10) 同書所収。
- (15) 前掲(10) 同書所収。「敬公実録」や「編年大略」など、他の尾張藩関連の記録でも義直の移徙は元和六年とされている。
- (16) 一五八七〜一六五七。林道春とも称する。幕府儒者である林家の祖で、寛永七年に江戸忍岡に聖堂を建てた際も義直の助力を得るなど、義直と関係が深かった。
- (17) 「羅山先生集 第六十四巻」(京都史蹟会『羅山先生文集 二巻』所収、平安考古学会、一九一八年)。
- (18) 聖人像については現在徳川美術館が所蔵している。聖人像を含めた孔子堂(聖堂)に関連する資料については、山本泰一「尾張徳川家初代義直の儒学尊崇とその遺品について」(『金鯢叢書 第二十三輯』、徳川黎明会、一九九六年)、吉川美穂「名古屋城二之丸御殿障壁面楽器図に関する一考察―修理報告をかねて―」(『金鯢叢書 第三十七輯』、徳川黎明会、二〇一一年)等で検討されている。
- (19) 江戸時代後期の時点で「金城温古録 第四十四之冊 御城編之七」(前掲(13) 同書所収)に引用されている。また、前掲註(18) の両論文でも基本史料として参照されている。
- (20) 一七九三〜一八六二。藩命によって「金城温古録」を編纂したほか、同書執筆のために尾張藩に關係する諸記録を筆写したことも知られる。
- (21) 「金城温古録 第四十四之冊 御城編之七」(前掲(13) 同書所収)。
- (22) 前掲(21) 同書所収。事実と異なるとみられる記述は、本稿の第五章にて後述した。
- (23) 角倉与一と堀杏庵については、跡部佳子「徳川義直家臣団形成についての考察(七)」(『金鯢叢書 第九輯』、徳川黎明会、一九八二年)で詳細に述べられている。本文で記した角倉・堀の来歴については、同論文を参照した。
- (24) 『源敬様御代御記録 第二』所収、八木書店、二〇一五年。
- (25) 名古屋市教育局委員会編『名古屋叢書 第一巻 文教編』所収、一九六〇年。「聖堂記」は

「明倫堂始原」とも称される。幕末に尾張藩校の明倫堂で督学を務めた細野要斎が記した記録で、現在は名古屋市蓬左文庫が所蔵する奥村得義による写本がある。

(26) 前掲(21) 同書では、二之丸御庭の築山を「権現山」と称している。

(27) 徳川林政史研究所蔵(口絵3)。

(28) 前掲(4) 井上論文でも、同図に描かれた「権現様」を東照大権現だとしている。なお、「尾州二之丸御指図」を御庭改修の際の計画図面と推測しているため、井上氏は実際には権現山に東照宮は存在しなかったと解釈している。

(29) 前掲(21) 同書所収。

(30) 前掲(24) 同書所収。御書院は近代以降、上洛殿と称された。

(31) 黒板勝美編『新訂増補国史大系 徳川実紀 第二編』所収(吉川弘文館、一九三〇年)。

(32) 徳川黎明会編『徳川礼典録上』所収(原書房、一九八二年)。

(33) 前掲(21) 同書所収。

(34) 前掲(4) 井上論文。

(35) 「尾藩世記 一」(名古屋市蓬左文庫編『名古屋城叢書 第二編 第二巻 尾藩世記』所収、名古屋市教育委員会、一九八七年)。

(36) 前掲(21) 同書所収。

(37) 中野光浩「諸大名による東照宮勧請の歴史的考察」(同『諸国東照宮の史的研究』所収、名著刊行会、二〇〇八年)。

(38) 「細野要斎の随筆「感興漫筆」」(名古屋市教育委員会編『名古屋城叢書 第二十二巻 第二十四巻』所収) には、要斎の文人仲間として古田敏卿・古田常久・古田半之助などの名があり、このうち古田半之助は付家老竹腰氏の家臣であると記されている。奥村得義は要斎と交友が深いため、この古田氏の記録を実見した可能性が想定されるが、今後も検討を要するだろう。

(39) 「源敬様御代御記録」元和五年九月十七日条(前掲(10) 同書所収)。

(40) 前掲(24) 同書所収。

(41) 前掲(6) 沢田論文では、紀州産の緑泥片岩が使われているとしている。

(42) 前掲(37) 中野論文。

(43) 「瑞龍公実録」慶安四年是年条(徳川林政史研究所編『瑞龍公実録』所収、八木書店、

二〇二二年)

(44) 「名古屋市史 社寺編」(名古屋市役所、一九一五年)。前掲(4) 井上論文では、金声玉振閣が権現山西麓に移築後、法蔵寺に渡ったと推測されているが、建物の規模を考えると疑問が残る。後述の補論も参照のこと。

(45) 徳川林政史研究所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料138—3。

(46) 建中寺資料(名古屋市政資料館が所持する紙焼本のうち、製本番号58、文書番号口―2を参照)にある、年欠五月九日全順院宛松岡上総書状には「御鎮守御正印御改御座候処、天照皇大神宮二相違無御座候」との記述がある。『浄土宗建中寺史料集』所収「從元禄十五年至寛延二年留拔書」にある元文六年条には、「鎮守社御修復二付、仮宮出来」との記述があり、熱田社祢宜である松岡上総が神事を行っていることから、年欠書状も元文六年に出された可能性が高い。したがって、少なくとも元文六年には鎮守堂に天照大御神が祀られていたことが分かる。

(47) 「尾張名陽図会」所収、愛知県郷土資料刊行会、一九七一年。

(48) 「尾張名所図会上巻」所収、愛知県郷土資料刊行会、一九一九年。

(49) 入口敦志「二之丸権現様興廃記」(『調査研究報告 第二十八号』所収、人間文化研究機構国文学研究資料館学術資料事業部、二〇〇七年)。

(50) 前掲(21) 同書所収。

(51) 名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第九巻 地理編(4) 名古屋府城誌』所収、一九六三年。

(52) 徳川林政史研究所蔵、尾張徳川家文書2—88。

(53) 「張州雜志 第九十二 春日井郡」(『張州雜志 第十二巻』所収、愛知県郷土資料刊行会、一九七六年)。

(54) 「尾張徇行記 春日井郡之部」(名古屋市教育委員会編『名古屋叢書続編 第五巻 尾張徇行記(二)』所収、一九六六年)。

(55) 前掲(21) 同書所収。

(56) 名古屋市蓬左文庫所蔵本。